

令和 9 年度組織機構及び職員定数調整方針

1 基本的な考え方

県民の皆さんが未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らせるよう、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応する県政運営が求められます。

これまで県では、「県民の命と尊厳を守る」側面と「未来を拓く」側面の両面から、本県がさらに発展していくための取組を進めてきました。令和 9 年度も、県民の皆さんに成果を実感していただけるよう、この両面から必要な取組を着実に進める必要があります。

また、行政を効果的に展開していく上で、条例の制定や改正に向けた検討を通じて取組を前へ進めていくことも必要です。

こうした認識の下、令和 9 年度組織機構及び職員定数調整については、「令和 9 年度三重県行政展開方針（案）」及び「令和 9 年度当初予算調製方針」の内容をふまえ、職員の確保が困難な中であっても、県政を取り巻く新たな課題や複雑・多様化する行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、以下により行います。

2 組織機構

次期総合計画の検討を進める中、限られた人員のもとでも、県政の諸課題に的確に対応できるよう、効果的・効率的かつ機動的な組織体制を整備します。

3 職員定数

(1) 人材の確保が厳しい状況が続く中、定数配置については、全体数の抑制を図りながらも、業務執行体制の一層の見直しなど、これまで以上に選択と集中を進め、県政の諸課題への的確な対応を図ります。

(2) 人材の定着・確保に向けて、職員が働きやすい職場環境づくりや一部の職員に過度の負担が掛かることのない業務分担に留意することとします。

また、超長時間勤務者の削減、時間外勤務の縮減に向けた業務の平準化や新たな行政ニーズへの対応については、Mie るビーイング推進方針に基づく業務改善・業務の効率化や県庁 D X の推進による仕事の進め方改革に取り組むとともに、既存事業の徹底した見直しを行い、各部局において主体的に定数調整を行うものとします。

(3) なお、大規模災害に伴う災害復旧などの緊急課題への対応、県を取り巻く行政課題の変遷、予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、特に必要があると認められる場合には、所要の調整を行います。